滋賀県、滋賀県議会

農業･農村の振興に関する

要　　望　　書

令和３年度 田んぼ大好きふるさと農村子ども絵画コンクール「知事賞」



令和３年１２月１日

滋賀県土地改良事業団体連合会

国営農業水利事業滋賀協議会

要　　望　　書

平素は、農業農村整備事業の推進ならびに土地改良区等の運営支援に対しまして、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。とりわけ令和３年度の農業農村整備事業の県予算枠の拡大について、心より感謝を申し上げます。

本県の農業水利施設やため池、干拓施設は老朽化とともに、管路の漏水事故等の突発的な事故が頻発しており、計画的な保全更新対策が益々重要になっております。

また、災害が少ないと言われている本県でも、豪雨災害や大規模地震がいつ発生してもおかしくない状況であり、ため池、干拓施設等の耐震化、洪水被害防止等の防災・減災対策が喫緊の課題です。

こうしたことから、「アセットマネジメント中長期計画」に基づく農業水利施設の保全更新対策や、「ため池中長期整備計画」に基づく防災・減災対策のより一層の推進を求める切実な声が、県下各地から寄せられております。

一方、ため池については、県土連において、ため池所有者等による適切な管理を支援する「滋賀県ため池サポートセンター」を設置し、管理・保全に係る助言・指導体制を確保しているところであり、引き続きの運営に対するご支援をお願いします。

近年、土地改良区においては、農家の減少や高齢化、施設の老朽化に伴う維持管理費の増嵩等により運営状況は年々厳しさを増しており、その運営基盤の強化は喫緊の課題です。特に、昨今の気候変動などの課題に対応するため、施設の整備や維持管理にかかる体制を充実強化していく必要があります。

さらに、農業農村整備事業を実施するにあたり、連合会による設計や積算等に対するサポートを求める声が技術者の少ない市町や土地改良区から上がっています。

また、農村においては、高齢化等により集落機能が急速に低下しており、農業生産活動を維持してきた地域の共同活動に対する継続的・安定的な支援が不可欠です。

県におかれましては、こうした農業・農村をとりまく厳しい現状を踏まえ、令和４年度の予算編成に際し、必要な予算を確実に確保していただくとともに、次の事項について特段の御配慮をお願いします。

提　　案　　事　　項

**１．農業農村整備事業の積極的な推進と関係予算の確保**

１）「農業水利施設アセットマネジメント中長期計画」や「ため池中長期整備計画」に基づく、令和４年度当初予算及び令和３年度補正予算の確実な確保

２）県単独小規模土地改良事業の十分な予算確保や、県単独事業で農業排水の再利用対策として進めてきた「循環かんがい施設」更新に係る支援

３）予算に応じた県の執行体制の充実

**２．水土里ネットの運営基盤の強化と防災体制の強化**

１）「土地改良施設管理事業」の十分な予算の確保と制度の充実

・「基幹水利施設管理事業」の県補助率の早期回復と予算の十分な確保、電力料金の変動に伴う柔軟な対応

・「土地改良施設維持管理適正化事業」の必要な予算の確保

２）改正土地改良法の適切な実施を図るため、土地改良区の運営基盤の強化に対する確実な支援

３）「ため池管理保全法」及び「ため池工事特措法」の適切な実施を図るため、連合会と連携した防災重点ため池にかかる各種調査やため池所有者等に対する支援活動の継続的な支援

４）技術者不足により市町や土地改良区の事業の執行体制が脆弱化していることから、現在、国において連合会がサポートする仕組みについて検討されており、その実現に向けたお力添えをお願いしたい。

**３．日本型直接支払制度の円滑な推進**

「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」や「中山間地域等直接支払交付金」にかかる安定的な財源の確保

**４．地域の実情に応じた整備**

１）国営総合農地防災「近江東部地区」及び農地再編整備「東近江地区」の早期着手に向けた国への働きかけ

２）排水施設の更新整備や堤防の嵩上げなど、機能低下した干拓施設等の計画的な整備に対する支援

令和３年１２月１日

滋賀県土地改良事業団体連合会

　　　　　　　　　　 会　 長　　 家 森　　茂 樹

国営農業水利事業滋賀協議会

　　　　　　　　　　　　会　 長　　 小　椋　　正　清